

取引の信義則に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 派生商品とは、<u>指数（国内の金融商品取引所又は外国金融商品市場に上場されている又は継続的に取引されている多数の有価証券の価格の水準を総合的に表したものに限る。以下同じ。）に係る法第2条第21項第2号に掲げる取引（外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下「指数先物取引」という。）、指数に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引（外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下「指数オプション取引」という。）及び指数に係る店頭デリバティブ取引並びにその他配当、利子、分配金又は償還金等の額があらかじめ定められた方法に従い、指数の数値又は指数先物取引の値段に応じて算出される証券又は証書（外国又は外国法人の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含む。）並びに商品（法第2条第24項第3号の3に掲げる商品をいう。以下この条において同じ。）又は商品の価格に係る法第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引（外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下「商品先物取引」という。）、商品に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引（外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下「商品先物オプション取引」という。）及び商品先物取引法（昭和25年法律第239号。）第2条第14項に規定する店頭商品デリバティブ取引並びにその他配当、利子、分配金又は償還金等の額があらかじめ定められた方法に従い、商品の価格又は商品現物先物取引若しくは商品現金決済先物取引の値段に応じて算出される証券又は証書（外国又は外国法人の発行する証券又は証書で同様の</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 派生商品とは、<u>指数（国内の金融商品取引所に上場されている多数の有価証券の価格の水準を総合的に表したものに限る。以下同じ。）に係る法第2条第21項第2号に掲げる取引（外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下「指数先物取引」という。）、指数に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引（外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下「指数オプション取引」という。）及び指数に係る店頭デリバティブ取引並びにその他配当、利子、分配金又は償還金等の額があらかじめ定められた方法に従い、指数の数値又は指数先物取引の値段に応じて算出される証券又は証書（外国又は外国法人の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含む。）をいう。</u></p>

性質を有するものを含む。)をいう。

2 指数等連動型投資信託受益証券等とは、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下この項において同じ。）、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、内国法人が外国で発行する証券若しくは証書のうち法第2条第1項第5号に掲げる有価証券、外国法人が外国で発行する証券若しくは証書のうち同項第5号に掲げる有価証券の性質を有するもの、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国受益証券発行信託の受益証券（外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。）を信託財産とするものをいう。）又は外国受益証券発行信託の受益証券であって、指数又は商品先物取引の値段に連動することを目的とするものをいう。

3～7 （略）

（二つの市場にまたがる取引等に関する行為）

第4条 前条第1号に規定する二つの市場にまたがる取引等に関する行為とは、取引参加者が、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは金融商品取引業を営む関係会社の計算による取引（実質的に投資判断が当該取引参加者に委ねられているものに限る。以下同じ。）等に関して行う次に掲げる行為をいうものとする。

（1）～（4） （略）

（5） 派生商品を有する者が、当該派生商品の最終決済若しくは権利行使等を自己に有利に行うため、又は、派生商品の売付けに係る未決済約定を有する者が、権利行使を受けることを防ぐため、現物市場における取引又は派生商品市場における指数先物取引、指数オプション取引、商品先物取引若しくは商品先

2 指数連動型投資信託受益証券等とは、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下この項において同じ。）、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、内国法人が外国で発行する証券若しくは証書のうち法第2条第1項第5号に掲げる有価証券、外国法人が外国で発行する証券若しくは証書のうち同項第5号に掲げる有価証券の性質を有するもの、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国受益証券発行信託の受益証券（外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。）を信託財産とするものをいう。）又は外国受益証券発行信託の受益証券であって、指数に連動することを目的とするものをいう。

3～7 （略）

（二つの市場にまたがる取引等に関する行為）

第4条 前条第1号に規定する二つの市場にまたがる取引等に関する行為とは、取引参加者が、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは金融商品取引業を営む関係会社の計算による取引（実質的に投資判断が当該取引参加者に委ねられているものに限る。以下同じ。）等に関して行う次に掲げる行為をいうものとする。

（1）～（4） （略）

（5） 派生商品を有する者が、当該派生商品の最終決済若しくは権利行使等を自己に有利に行うため、又は、派生商品の売付けに係る未決済約定を有する者が、権利行使を受けることを防ぐため、現物市場における取引又は派生商品市場における指数先物取引を行うことにより、意図的に指数若しくは指数先物取

物オプション取引を行うことにより、意図的に指数、指数先物取引若しくは商品先物取引の値段を変動させ、又は、指数、指数先物取引若しくは商品先物取引の値段の上昇若しくは低下を防ぐ行為

(6)・(7) (略)

2 前項に規定する価格連動性を有する二つの商品とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 指数等連動型投資信託受益証券等と上場株券

(3) 派生商品と指数等連動型投資信託受益証券等

(4) (略)

(注) 指数先物取引、商品先物取引、有価証券オプション取引、指数オプション取引及び商品先物オプション取引に係る用語の意義は、株式会社大阪取引所の業務規程において定めるところによる。

付 則

1 この改正規定は、令和2年7月27日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和2年7月27日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行する。

引の値段を変動させ、又は、指数若しくは指数先物取引の値段の上昇若しくは低下を防ぐ行為

(6)・(7) (略)

2 前項に規定する価格連動性を有する二つの商品とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 指数連動型投資信託受益証券等と上場株券

(3) 派生商品と指数連動型投資信託受益証券等

(4) (略)

(注) 指数先物取引、有価証券オプション取引及び指数オプション取引に係る用語の意義は、株式会社大阪取引所の業務規程において定めるところによる。